

## 農業生産法人の要件に係る事項

1 事業の状況

(1) 事業の種類

区 分	農業		左記以外の事業の内容	備 考
	農畜産物名	関連事業等の内容		
現在				
権利取得後				

(2) 事業の実施状況及び事業計画

年 度	農 業	左記以外の事業	備 考
3 年前			
2 年前			
1 年前			
初年度			
2 年目			
3 年目			

2 構成員全ての状況〔組合員名簿又は株主名簿の写しを添付する。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)を添付する。〕

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名・名称	議決権 の 数	法人への農地等の 権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構 成員との 取引関係 等の内容	備 考
		権利の種類	面積	前年実績	見込み		

議決権の数の合計	
農業関係者の議決権 の割合	

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名・名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計	
関連事業者の議決権の割合	

4 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

氏名	住所	年間農業従事日数				備考
				年間農作業従事日数		
		前年実績	見込み	前年実績	見込み	

(記載要領)

1 事業の状況

(1) 事業の種類

- ① 「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- ② 「関連事業等」とは、
  - ア 耕作又は養畜の事業に関する次に掲げる事業
    - (ア) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - (イ) 農業生産物の貯蔵、運搬又は販売
    - (ウ) 農業生産に必要な資材の製造
    - (エ) 農作業の受託
  - イ 農業と併せ行う林業
  - ウ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業である。(以下同じ。)
- ③ 「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。

(2) 事業の実施状況及び事業計画

- ① 「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。
- ② 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の報告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「本年度」の欄には報告をしようとする事業年度分の売上高を記載する。

2 構成員全ての状況

(1) 事業の実施状況及び事業計画

- ① 「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度におい

て法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等（以下「農業」という。）に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

- ② 「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法第 52 号）第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載する。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載する。

## （2）事業の実施状況及び事業計画

- ① 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付する。
- ② 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定である。
- ③ 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付する。
- ④ 「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。

## 3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

- （1）「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、株式会社にあっては取締役、持分会社にあっては業務を執行する社員（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている場所を記載する。
- （2）「年間農業従事日数」欄には、法人が行う農業（労務管理や市場開拓等も含む。）に参画・関与している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載する。
- （3）「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うことになる耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。